

## 訪問看護ステーションゆっくり富士 運営規程

### (事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社GGグループが設置する訪問看護ステーションゆっくり富士（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 1 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。

2 ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。

3 ステーションは事業の運営にあたって、関係市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

### (事業の運営)

第3条 1 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

### (事業の名称及び所在地)

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

名称：訪問看護ステーションゆっくり富士

所在地：静岡県富士市青島町49-5

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 1 管理者：看護師若しくは保健師 1名  
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。
- 2 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 3名以上（兼務内訳 管理者1名）  
※常勤換算 2.5名以上(内1名は常勤とする。)  
訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。
- 3 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士： 適当数 ※必要に応じて雇用  
訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。

### (営業日及び営業時間等)

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は以下のとおり定めるものとする。

- 1 営業日：通常月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間：午前9時から午後5時までとする。

(訪問看護の利用時間及び利用回数)

第7条 居宅(介護予防)サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。

但し医療保険適用となる場合を除く。

※ 介護保険の被保険者が医療保険適用となる場合は以下のとおり  
末期悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病の利用者及び急性増悪等による特別指示書を交付された利用者等

(訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- 1 利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- 2 利用者に主治医がない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

(訪問看護の内容)

第9条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 1 療養上の世話  
清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事(栄養)及び排泄等日常生活療養上の世話
- 2 診療の補助  
褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置。服薬の管理。
- 3 リハビリテーションに関すること。
- 4 家族の支援に関すること。  
家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

5) - I 虐待防止について

- ①虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ②利用者およびその家族からの苦情処理体制の設備
- ③その他、虐待防止のために必要な措置

(5) - II 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。 R6.6月 追記

(衛生管理)

- 第10条
- 1 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
  - 2 事業所は、感染症の発生及びまん延を防止するための委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練等必要な措置を講じるものとする。

(緊急時における対応方法)

- 第11条
- 1 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者及び、当該利用者家族に報告します。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。
  - 2 利用者に対してサービス提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(利用料等)

- 第12条
- 1 ステーションは、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。  
介護保険で居宅(介護予防)サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示

上の額に各利用者の介護保険負担割合証に「記載の割合に応じた額を徴収するものとする。但し、支給限度を越えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

- 2 ステーションは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。
  - (1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置 20,000 円
  - (2) 通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護に要する交通費(移動に要する実費)の支払いを利用者から受けるものとする。ただし、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道 1 キロメートル当たり 50 円とする。

(通常業務を実施する地域)

#### 第 13 条 富士市、富士宮市

その他の地域については応相談とする。

(相談・苦情対応)

- #### 第 14 条
- 1 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
  - 2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から 2 年間保存する。

(虐待の防止のための措置)

- #### 第 15 条
- 管理者を虐待防止責任者とし、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合にはただちに防止策を講じ市町村および静岡県へ報告する。

(事故処理)

- #### 第 16 条
- 1 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに必要な措置を講じる。
  - 2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から 2 年間保存する。
  - 3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営についての留意事項)

- #### 第 17 条
- 1 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。
    - (1) 採用後 3 ヶ月以内の初任研修
    - (2) 年 1 回以上の業務研修
  - 2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
  - 3 ステーションは、利用者に対する訪問看護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保管しなければならない。

(附則)

この規定は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。